

# 金融機関指定通知書

年 月 日

## 市・道民税特別徴収税額の納入について

(北海道外の郵便局及びゆうちょ銀行を利用される場合)

北海道外の郵便局・ゆうちょ銀行で特別徴収税額を納入される場合は、右の「金融機関指定通知書」にご利用の郵便局・ゆうちょ銀行名を記入のうえ、最初に納入される際に納入書とあわせて提出してください。

切り取り線

\_\_\_\_\_郵便局長 様  
ゆうちょ銀行\_\_\_\_\_店長 様

岩見沢市長  
(公印省略)

地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、貴局を岩見沢市の市・道民税（特別徴収税額）の取扱局（店）に指定しましたので通知します。

指定通知書提出先（特別徴収義務者控）

郵便局  
店

1 許可又は承認番号	貯業 第261号
2 口座番号	02880-2-960088
3 加入者の名称	岩見沢市会計管理者
4 取りまとめ局	小樽貯金事務センター

(根拠法令)

- 地方税法第321条の4第1項  
市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によって個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（・・・中略・・・）を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。（・・・後略）
- 地方税法第321条の5第4項（本通知の直接の根拠）  
前条の規定により、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合には、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。（・・・後略）

岩見沢市